

○ 電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府・法務省令第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（指定の申請等）</p> <p>第二十二条 「略」</p> <p>2   法第五十一条第一項第四号イに規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため電子債権記録業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>3   「略」</p> <p>4   「略」</p> <p>（商号等の変更の届出）</p> <p>第三十三条 「略」</p> <p>2 前項の書面には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 法第五十二条第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類</p>	<p>（指定の申請等）</p> <p>第二十二条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2   「同上」</p> <p>3   「同上」</p> <p>（商号等の変更の届出）</p> <p>第三十三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p>

「イ」ニ 略

ホ 第二十二條第四項第六号に掲げる書面

三 略

(届出事項)

第四十二條 電子債権記録機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を法務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

一 略

二 第二十二條第四項第六号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき(当該変更が電子債権記録機関の取締役又は執行役の氏名の変更による場合を除く。)

三 第二十二條第四項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき。

「四」七 略

「2・3」 略

別表第三(第四十二條関係)

届出事項	添付書類
略	

「イ」ニ 同上

ホ 第二十二條第三項第六号に掲げる書面

三 同上

(届出事項)

第四十二條 同上

一 同上

二 第二十二條第三項第六号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき(当該変更が電子債権記録機関の取締役又は執行役の氏名の変更による場合を除く。)

三 第二十二條第三項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき。

「四」七 同上

「2・3」 同上

別表第三(第四十二條関係)

届出事項	添付書類
同上	

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>第二十二條第四項第六号又は第七号に掲げる書面の記載事項の変更</p>	<p>〔略〕</p>
	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
	<p>第二十二條第三項第六号又は第七号に掲げる書面の記載事項の変更</p>	<p>〔同上〕</p>
	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>